

暫定議題案  
第8回生態学的関連種作業部会会合

1. 開会
  - 1.1. 議長の選出
  - 1.2. 議題の採択  
*ミーティング・アレンジメントも同時に議論される。*
  - 1.3. ラポルツァーの指名
2. 年次報告書  
*メンバー、協力的非加盟国及び非加盟国(もし関連するならば)が合意されたフォーマットにより、ERSWG への年次報告書を用意し提出する(下記のERSWG7報告書別紙4を参照)。報告書が会合の前に参加者によって読まれたものとして、この議題項目はかかる報告書のクラリフィケーションのために確保される。*
  - 2.1. メンバー
  - 2.2. 協力的非加盟国
  - 2.3. 非加盟国
  - 2.4. 緩和措置及びIPOAs の履行の要約  
*事務局が、年次報告書と同じカテゴリーを用いて、メンバー及び協力的非加盟国の緩和措置及びNPOAsの要約表を用意し報告するため、上記の報告書を用いることが、会合期間中に提案される。そして、ERSWG は緩和措置の世界的なレベルを検討し、適当な場合には、改善のための勧告を作るだろう。*
3. 関連する国際的な制度のレビュー  
*メンバーのIPOA-海鳥及びIPOA-サメの履行は議題項目2の下で網羅されている。したがって、それらは再度ここで取り上げられることはない。この議題項目は、メンバーがERSWGの作業に重要であると考え他の国際的な制度を論議するために確保される。*
4. ERS作業部会に関連する他の機関の会合の報告書  
*事務局長は、ERSWG会合の前に、IOTC、ICCAT、WCPFC、CCAMLR及びACAPに対して、それらの機関がERSWGへの注意を促すことを希望する事項の要約とともに、関連する会合の報告書の写しを依頼する。ERSWGはこのような報告書に留意し、それらで上げられた関連する課題を議論する。*
5. 特に以下に関連して、みなみなぐろ(SBT)に関する種(生態学的関連種)に関連した課題についての情報及び意見の提出：
  - 5.1. SBT漁業によって影響を受ける種(魚類と魚類以外の両方)：  
*この議題のサブアイテムがERSWG8の作業の主たる焦点となる。CCSBTの遂行能力に関して、この分野がCCSBTパフォーマンスレビューから相当な批判を受け、CCSBT15はこれがCCSBTが解決すべき重要な課題であると留意した(CCSBT15報告書、パラグラフ42)。この課題に取り組むため、CCSBT15は、SBTを対象とする漁業におけるERSに対する影響を緩和するための拘束力のない勧告に合意した。かかる勧告のパラグラフ3及び7において以下のとおり記述している：  
“3. メンバー及び協力的非加盟国は、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び/又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する。…”*

“7. 拡大委員会及び/又は必要に応じて補助機関は、みなみまぐろを対象とする漁業がもたらす生態学的関連種に対するリスクの評価を実施する。拡大委員会は、セクション2に定められた措置の採択によってこれらのリスクをいかに軽減されたかについて検討し、リスクを軽減する追加的な措置が必要か否かについて検討する。”

ERSWGは、この議題サブアイテムの下でこれらの課題について取り組み始める。このERSWGが必要な作業を開始し、当初の推定値を提出し、そして次に、作業計画及びかかる作業を進行させるための勧告を提出することが期待される。

- 5.1.1. 年ごと及び種ごと(又は種の集団毎)の全体のERS 死亡率の当初の推定値を提出するための利用可能なデータの統合
- それぞれのメンバー及び協力的非加盟国が、ERSWG会合に向けて一つの文書を用意し回章することが提案される。それは、自身のSBT漁業に関して、実際の及びオブザーブされた努力量(例えば、はえ縄の針又は巻き網の投網)並びにERSのそれぞれの種について、海洋、緯度グループ及び漁具ごとにオブザーブされた死亡数を報告するものである<sup>1</sup>。サメに関しては、オブザーバーによる情報に加え、ログブックの情報が提出されるであろう。かかる文書は、年ごと及びERSの種ごとにスケールアップした死亡数を推定し報告すべきである。可能である場合には、スケールアップの推定値の信頼限界が提出されるべきである。

ERSWGは、かかる文書を論議し、異なった文書からスケールを変更した推定値を結合することによって、当初の世界的なERS死亡率の推定値を提出しようと試みる。この作業の重要な部分の1つは、かかる情報の中に当初の推定を妨げるような相当なギャップがあるかどうかを明らかにすることである。

- 5.1.2. 改善されたERS死亡率の推定値と不確実性の推定値を得るために将来行われるべき分析の議論及び勧告
- 5.1.1で実施された推定値は当初の推定値だけになるであろう。SBT漁業によってもたらされるERSに対するリスクを十分に評価するためには、今後行われるべき分析のタイプを決定するための議論が必要である。一旦、今後の分析方法が合意されれば、ERSWGは、それらの分析を支持するために行われるべきデータの収集及びデータの共有の取り決め(IOTCとWCPFCとの間も含む)を検討すべきである。
- 5.1.3. 緩和存置に関する調査及びプライオリティのアップデート
- 現在進行中の緩和措置に関する調査の記述が議題項目2において提出されるべきなので、かかる記述はここで繰り返されない。このセクションでは、現在進行中であるか又は最近結論を出した緩和措置に関する調査結果のアップデートを提出することに焦点をあてる。ERSWG6の緩和措置に関する調査表(別紙10)が同様にアップデートされる。会合の開始の際に一つの修正された表が作成され配布できるように、各メンバーが自身の活動に関してこの表をアップデートし、会合の前にそれを事務局に提出することが提案される。かかる議論は緩和措置に関する調査に対するERSWGのプライオリティの検討で終わるべきである。

## 5.2. SBT資源の状況に影響を与える捕食種と餌料種

<sup>1</sup> かかる文書において報告されるべき詳細(例えば、5度又は10度の緯度グループとするか)は、休会期間中に参加者によって改善することが可能である。

この議題サブアイテムは、ERSWGの付託事項の一部であり、そしてこの分野での新しい情報をERSWGに報告することができる議題に含まれている。日本はERSWG6の報告書別紙9をアップデートすることを提案している。それはSBT胃内容物のサンプルの場所である。仮に時間がなければ、この項目の議論は限定されるものと見込まれる。

## 6. 普及啓発関連活動

メンバーによって行なわれた普及啓発関連活動は議題項目2の下で網羅されているので、ここでは議論されない。この議題項目は、ERSに関しての緩和及び/又はデータ収集を促進するために、CCSBTによって行われるべきあらゆる新たな活動の議論を意図している。

## 7. 将来の作業計画

### 7.1. 休会期間中の作業計画

休会期間中の作業計画の進展は、ERSWG6(別紙11)に基づくERSWGの運営枠組をレビューし、そしてその枠組から作業計画に関連する部分を取り入れることを含む。

### 7.2. 次回会合の議題

## 8. 拡大委員会への勧告と助言

ERSWGは、拡大委員会に対して、SBT漁業の異なったERS へのリスクについての当初の助言を提出することが期待される。これらのリスク又はトレンドの推定レベルと緩和措置の調査の結果に応じて、ERSWGはリスクを減らすための必要性及び手法に関しても勧告するかもしれない。ERSWGが、かかる計画を支持するために将来の作業計画並びにデータ収集及び共有の取り決めに関して、拡大委員会に勧告をすることも期待される。

## 9. その他

## 10. 結論

### 10.1. 会合報告書の採択

### 10.2. 次回会合時期の勧告

### 10.3. 閉会